



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民法入門（平成18年度）
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8395
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	learning object
File Information	08.pdf, 第8回レジュメ



契約をめぐるトラブルと不法行為 (その1)

《契約の成立をめぐるトラブル》

1 確認・これまでの議論とこれからの議論

a 契約の成立と意思表示 ()

契約が成立しているのといないのとでは、どこが違うか? (= 契約の拘束力)

b 契約から発生する義務 ()

その契約からはどんな義務が発生するか? (= 契約自由の原則)

c 契約に関連して、どんなトラブルが発生するか? ()

契約違反(債務不履行)タイプ: 契約上の義務を果たさない(次回以降、検討)。

*これが基本的なタイプだが、しかし、その前に

契約自体に問題があるタイプ(**契約の効力**): 契約の無効・取消の事後処理。

2 成立をめぐるトラブルの諸類型 - 3つの類型 -

a 意思能力・行為能力欠落型 - 意思自治・私的自治の基盤の不存在 -

意思能力とは何か? (レジュメ p. 11 参照)

(1) 意思能力の意義: 意思を持ち(= 決断を下し)、そのことを表示する知能。

* どんな法律効果が発生するかを理解できるかどうかポイント(売買なら、物を渡したり、お金を払ったりしなければならないことを分かること)。

(2) 意思無能力者の実例: 幼児、泥酔者。

(3) 意思無能力の帰結(**意思自治**): 意思表示(**契約**)は**無効**。

行為能力とは何か? (レジュメ p. 11 参照)

(1) 行為能力の意義: 取引が自分に及ぼす実際上の影響についての判断能力。

* 取引の有利・不利を見分ける能力があるかどうかポイント(この物をこの価格で渡すのが有利か不利かという判断能力)。

(2) 制限行為能力者の実例: 未成年者、被後見人、被保佐人、被補助人。

* 制限能力者については、法律が規定を設けている(4条以下)。

(3) 制限能力の帰結(= 能力制限の目的): 意思表示は**取消可能**(**無効**)。

b 意思欠缺(ケツツ)・意思瑕疵(カ)型 - 意思決定(意思自治)の不存在 -
意思の欠缺(=効果意思の不存在)とは何か?(レジюме p. 8-9 参照)

(1) 効果意思の不存在: そんな内容の契約をするつもりなどなかった。

【注意】効果意思がないのに、何故か、「」の内容で契約をする」との表示がなされてしまった場合(表示行為は存在)に問題が発生する。

(2) 意思欠缺(=不存在)の実例 - 齟齬に対する表意者の自覚の有無 -

自覚あり: 嘘、冗談。

自覚なし: ミス、間違い(たとえば書き間違い)。

(3) 意思欠缺の帰結: 意思自治 vs. 信義誠実。

自覚あり: 心裡留保(93条)。なお、通謀虚偽表示(94条1項)も参照。

) 意思自治の帰結: 意思決定していない以上、意思表示は無効の**はず**。

) 信義に照らすと: 意図的ゆえ、意思表示を有効としてしまっ**て**は?

) 原則(93条本文)と例外(同条但書): 原則は有効、例外的に無効。

自覚なし: 錯誤(95条)。

) 意思自治の帰結: 意思決定していない以上、意思表示は無効の**はず**。

) 信義に照らすと: 無自覚ゆえ、無効でよいが、重大なミスがあれば別。

) 原則(95条本文)と例外(同条但書): 原則は無効、例外的に有効。

意思の瑕疵とは何か?(レジюме p. 8-9 参照)

(1) 効果意思の瑕疵: その内容で契約をしようとする意思(=効果意思)はあるが、その意思が形成される過程に問題があった。

(2) 意思の瑕疵の実例: 詐欺、強迫(騙され、ないし、脅され、意思表示した)。

(3) 意思の瑕疵の帰結: **取消可能**(96条1項)。

* 実際には取消されると、遡って無効となる(遡及効)。

(4) 附・原則としての動機の不顧慮(=詐欺・強迫は例外): つまり、違法な侵害があった場合にのみ、取消可能。

c 内容違反型 - 契約内容の社会的審査 -

契約内容決定に関する原則論（意思自治。レジюме p. 14 参照）：契約自由の原則により、当事者が自由に決めてよい。

例外：社会的存在としての契約（意思自治）

(1) 「契約の拘束力」と裁判所の助力：拘束力は、最終的には裁判所が保障。

(2) 法（=裁判）の内在的限界：法が、不法を命じるわけにはいかない。

契約の有効要件 - こんな契約はダメ！ -

(1) 確定（可能）性：何をすればよいのかが全く分からない契約はダメ。

* 履行と不履行の区別ができないし、何を履行させればよいかが分からない。

(2) 実現可能性：およそありえないような、ふざけた内容の契約はダメ。

* 履行を強制しようがないし、法が相手にすべきものでもない。

(3) 適法性（91条参照）：違法な契約はダメ。しかし、「違法」とは何か？

強行規定：法が、これだけは絶対に守ってほしいと思っている規定。

これに反する契約はダメ。

任意規定：法が、こんな内容ではどうですかとお薦めしている規定。

当事者は守っても守らなくてもよい（=契約自由の原則）。

(4) 社会的妥当性（90条）：明文の規定がなくとも、反社会的な契約はダメ。

内容違反型の帰結：無効。

d 附・まとめ

	能 力	意思表示	内 容
無 効	意思無能力（解釈）	意思の不存在（心裡留保、虚偽表示、錯誤） （93-95条）	不確定、実現不能、不適法、良俗違反 （解釈及び90-91条）
取 消	制限能力（4条以下）	意思の瑕疵（詐欺及び強迫）（96条）	✕

3 契約の無効・取消とその事後処理

a 無効と取消の意義 - 無効と取消とは何なのか? -

無効の意義：効力がないこと (= 拘束されない)。最初から無効。

* 特定人のみが主張できる無効 (= 相対的無効) もある (95 条 90 条)。

取消の意義：取消されるまでは一応有効、取消されると無効。

(1) 取消権者：取消せる人は決まっている (= 騙された人、脅された人)。

(2) 取消の遡及効：取消されると、最初から無効だったことになる。

b 無効と取消の効果・その1 - 当事者関係 -

未履行部分：履行しなくてよい。

既履行部分：返してもらえる。

(1) 所有物返還請求 (= 物権的請求権)：渡した物があれば、返してもらえる。

* その物がなくなっていた場合を想定すると、これだけでは不十分。そこで、

(2) 不当利得返還請求 (703 条以下)：渡した物がなくなっていたり (消費等) 形を変えていた場合 (転売等) 物に相当する価値を返してもらえる。

c 無効と取消の効果・その2 - 第三者への影響 -

[設例] A が B に物を売り、それを B が C に転売した。しかし、A B 間の契約は無効であった (あるいは、取消されて無効となった)。

原則：B は所有者ではないから、C は所有者になれない (C の知不知は無関係)。

取引安全を図るための例外規定 (レジュメ p. 17-18 も参照)

(1) 不動産 (94 条 2 項、96 条 3 項、162 条 2 項)：これらの条文のいずれかに該当すれば、C は保護される。ただし、原則に対する、個別例外的な保護。

(2) 動産 (192 条及び不動産と同様の規定)：不動産の場合と同様、いずれかの条文に該当すれば、C は保護される。また 192 条はかなり包括的な規定。

d 附・無効な行為の追認と取消すべき行為の追認

無効行為の追認 (119 条)：新しく契約し直したとイメージ。

取消すべき行為の追認 (122 条以下)：取消権の放棄 (= 有効であることが確定)。